

## ※2 直接支援の業務

直接支援の業務の実務経験に算入できるのは、1の業務内容を2の勤務場所において行った年数です。

### 1 業務内容

次の表の1、2のいずれかの業務に該当すること(複数の業務内容での勤務年数の通算が可能です。)

1	対象	①身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者 ②満18歳に満たない者(児童)
	業務	①入浴、排せつ、食事、その他の介護を行う ②日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行う ③職業訓練・職業教育を行う
2	対象	介護者
	業務	①介護に関する指導を行う ②訓練等に関する指導を行う

### 2 勤務場所

次の1から5のいずれかに該当すること(複数の勤務先での勤務年数の通算が可能です。)

1	障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、
2	障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、小規模保育事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業
3	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
4	特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校
5	老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床関係病室、 老人居宅介護事業、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所として助成金の支給を受けた事業所 (社会福祉主任用資格等(※3)を有する者に限り、2年まで算入可。)